

# 第6章 計画の基本的な方針

## 6.1 基本理念

本市の上位・関連計画や地域公共交通の現状と課題、求められる役割を踏まえ、本市の地域公共交通を維持・確保していくための指針となる、地域公共交通のあるべき姿(将来像)を達成するため、基本理念を次のように設定します。

### 基本理念

持続可能なまちづくりを支え、将来にわたって親しまれる地域公共交通

急速なモータリゼーションの進行や新型コロナウイルス感染症に伴う行動様式の変化等により、地域公共交通の維持・確保がより一層厳しい状況に直面しています。一方で、加速度的に進む人口減少、少子高齢化を背景として、地域公共交通の必要性は引き続き高まりつつあります。こうした中、地域公共交通は、将来のまちづくりに欠かせない基盤であり、将来にわたって市民に必要とされ、愛着を持って利用されることが必要です。

上記の考えをもとに、基本理念を『持続可能なまちづくりを支え、将来にわたって親しまれる地域公共交通』と定め、その実現に取り組みます。

## 6.2 公共交通の位置付け

### 6.2.1 公共交通の区分とネットワークの基本的な考え方

本市の都市計画マスタープランにおいて、市内各地に拠点が設けられており、これら拠点へのアクセスや拠点間の移動を踏まえ、公共交通ネットワークや機能に応じたサービス水準が求められます。

都市計画マスタープランに位置付けられている拠点のうち、公共交通との連携が求められる拠点は以下のとおりです。

表 2 公共交通との連携が求められる拠点とその位置付け

広域拠点	尾道駅
JR山陽線や西瀬戸自動車道、中国横断自動車道尾道松江線、生活航路等を活かし、市民全体の多様な都市生活や都市活動を支える中心拠点として、高次な都市機能サービスの提供を図る拠点を形成します。	
活力創造拠点	新尾道駅／東尾道駅
既存の産業、交流基盤のストックを活かし、産業活性化など、本市全体の活力創造を担う拠点を形成します。 また、広域拠点を補完し、広域拠点周辺における広域的な都市機能サービスの提供の一部を支援する拠点を形成します。	
都市拠点	因島総合支所
因島瀬戸田地域全体を支える拠点を形成します。 また、広域拠点を補完しつつ、芸予諸島地域全体の生活拠点として、各種生活サービス及び都市機能サービスを提供する拠点を形成します。	
地域拠点	御調支所／向島支所／瀬戸田支所／浦崎支所／百島支所
御調支所、向島支所、瀬戸田支所、浦崎支所、百島支所周辺の地域住民の日常生活を支える拠点を形成します。	
交通拠点	主要な駅・港・バス停：三成／重井港／土生港／瀬戸田港 (ほか上記拠点と重複)

主要な駅や発着数の多い主要な港、みなとオアシス指定港、道の駅、主要なバスの停留所等の交通結節点は、市民の生活を支える交通拠点を形成します。

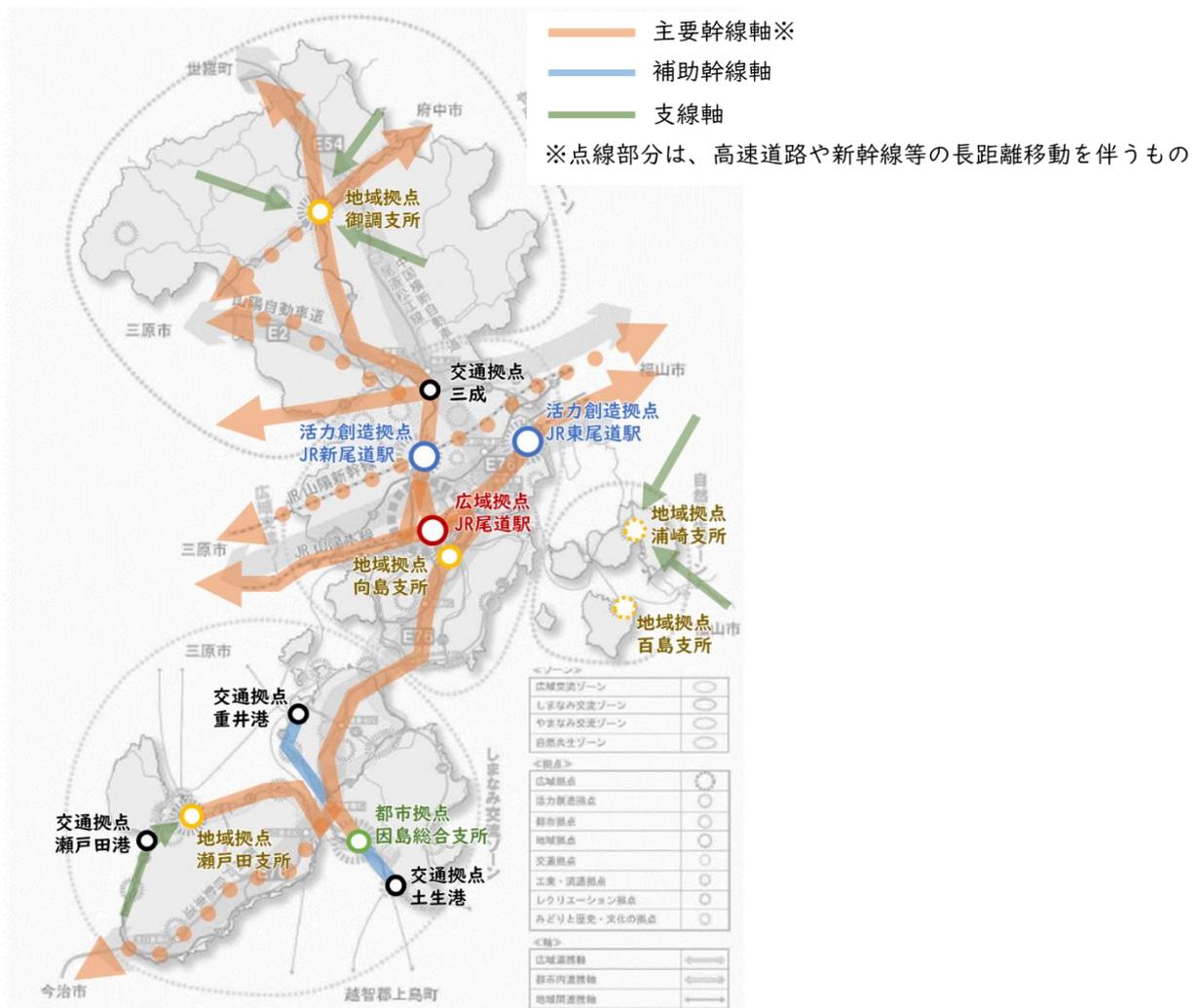
出典：尾道市都市計画マスタープラン

上記の拠点の位置付けを踏まえ、公共交通軸とその役割を以下のとおり設定します。

表 3 公共交通軸とその役割

主要幹線軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域拠点や都市拠点、地域拠点を相互に、あるいは近隣市町と連絡を図る軸。</li> <li>・ 自動車専用道路や新幹線等、比較的遠距離の周辺市町あるいは他県との連絡を図る軸。</li> </ul>
補助幹線軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域拠点や都市拠点、地域拠点と交通拠点とを連絡し、主要幹線を補助する軸。</li> </ul>
支線軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域拠点で幹線軸に接続する軸。</li> </ul>

陸上交通における公共交通軸と都市計画マスタープランに位置付けられている拠点の位置関係を、以下のとおり整理しています。



資料：尾道市都市計画マスタープランに加筆

図 38 陸上交通における幹線軸と都市計画マスタープランに位置付けられる拠点の関係

本市の公共交通の軸を基本として、市内を運行する各公共交通を区分します。そのうえで、区分に応じた役割や路線・航路の維持方針を以下のとおり整理しています。

表 4 公共交通の位置付けと役割、路線・航路の維持方針

公共交通の位置付け			役割	路線・航路の維持方針		
主要幹線軸	補助幹線軸	支線軸				
広域幹線	○	—	—	複数の行政区域を越えた広域の移動や交流、連携を支える路線	—	
	主な対象路線等		鉄道、高速バス			
都市間幹線	○	—	—	行政区域を越えた移動や交流、連携を支える路線	関係市町と連携して幹線機能を維持する	
	主な対象路線等		路線バス(如水館線、福山・市線、尾道・甲山線等)			
地域間幹線	○	○	—	市内の拠点間を結び、主に市内の移動や交流、連携を支える路線	幹線機能を維持する	
	主な対象路線等		路線バス(尾道駅前～川上口・新尾道駅～市(御調高校前)、瀬戸田～因島線等)			
支線	広域	—	—	○	地形等の要因により、市外や地域外の拠点までの移動を担い、地域間幹線、都市間幹線を補完する路線	必要に応じて関係市町と連携して支線機能を維持する
		主な対象路線等		路線バス(駅南口～常石～千歳橋、松永～新池～満越等)		
	幹線補完	—	—	○	市内の最寄拠点までの移動を担い、地域間幹線を補完する路線	支線機能を維持することを指すが、利用状況等を踏まえて見直しを行うことがある
		主な対象路線等		路線バス(生口島一周線等)、みつぎ乗合タクシー		
		—	—	—	市内の最寄拠点までの移動を担う路線	利用状況等を踏まえ、見直しを行うことがある
		主な対象路線等		路線バス(尾道駅前～市民病院・尾道市立大学、向島支所～江の浦等)		
航路	生活航路	—	—	—	島しょ部と行政区域を越えた移動や交流、連携を支え、生活に欠かせない役割を果たす航路	機能を維持する
		主な対象航路		航路(土生～三原、須波～沢)		
	離島航路	—	—	—	離島部にお住まいの方の島外への移動手段を確保する航路	機能を維持する
		主な対象航路		航路(常石～尾道、細島～西浜)		
		—	—	—	市内の最寄拠点等までの移動を担う航路	—
		主な対象航路		航路(尾道～向島(富浜)、土生中央～三原等)		
その他	—	—	—	きめ細かい需要に対応するサービス(個別需要等)	—	
	主な対象路線等		タクシー、スクールバス、施設送迎バス等			

※上記に位置付けられる路線でも系統により位置付けが異なる場合がある

## 6.2.2 地域公共交通確保維持改善事業の位置付け

国による地域公共交通確保維持改善事業については、公共交通の位置付けを踏まえ、事業の位置付けと国庫補助を受ける必要性について、以下のとおり整理しています。

地域間幹線系統確保維持費補助金	充当系統：都市間幹線・地域間幹線の一部
<p><u>〔国庫補助を受ける必要性〕</u>          広島県の乗合バスの輸送実績は、モータリゼーションの進展、人口減少、少子高齢化など、地域社会経済の変化に伴う利用者の減少により、昭和43年度をピークに年々減少し、ピーク時の約3分の1となっています。バス事業者の経営環境は大変厳しくなっており、事業の採算性悪化により、バス路線が廃止されるなど、住民の生活交通の維持・確保が困難となっています。本市も同様の状況となっており、地域間の幹線交通を確保する必要があります。</p>	
地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金	充当系統：支線(幹線補完)の一部
<p><u>〔国庫補助を受ける必要性〕</u>          本市の北部に位置する御調地域では、中心部に交通結節拠点でもある道の駅クロスロードみつぎや行政機関の尾道市役所御調支所、公立みつぎ総合病院などの医療機関、商業施設等が集中して立地しており、日常生活において主要な目的地となっているほか、道の駅クロスロードみつぎにて「尾道・甲山線」や「福山・市線」との接続により、御調町内と尾道中心部や福山への移動手段を確保しています。          このことから、地域住民の買い物や通院等の手段を確保し、地域内移動手段の確保と広域幹線との接続による地域外移動手段の確保と利便性の向上を図るため、地域内フィーダー系統を確保する必要があります。</p>	
離島航路運営費等補助金	充当系統：離島航路
<p><u>〔国庫補助を受ける必要性〕</u>          有人離島である百島や細島と本土を結ぶ唯一の公共交通機関として離島航路が運航されており、住民等の移動や生活物資の輸送などの重要な役割を担っています。このことから、住民の生活を維持するため、離島航路を確保する必要があります。</p>	

※補助の対象となる系統は、それぞれ第8章(p60, 61, 64)に記載

## 6.3 基本方針

地域の実情に即した持続可能な地域公共交通の実現を目指し、本計画の基本方針を以下のとおり定めます。

### 基本方針① あらゆる交通手段の連携による持続可能な交通ネットワークの構築

本市の多様な交通手段の連携を今まで以上に深め、利便性が高いものと感じていただけるようにすることで、市民の移動を支え、持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

### 基本方針② 公共交通を知るきっかけづくりと利用する機会の提供

公共交通について理解を深めてもらうとともに、交通以外の分野とも連携して、利用する機会を提供します。実際に利用することで、利便性やメリットを実感していただき、利用促進に繋がっていきます。

### 基本方針③ 公共交通のデジタル化の推進

IoT技術の進展に伴い、行政や交通事業者のみならず、利用者にもメリットのある公共交通のデジタル化の取組を進めます。